

## 令和3年度 第2回定例教育委員会 議事録

■ 日 時 令和3年5月12日（水）午後3時00分～午後4時18分

■ 場 所 和東町体験交流センター 会議室

■ 出席委員 教育長 西 本 吉 生  
教育長職務代理者 石 橋 常 男  
委員 村 田 年 宏  
委員 植 田 宏 和

■ 欠席委員 1人 上 村 恵 子

■ 説明員 教育次長 竹 谷 秀 俊  
学校教育課長 竹 谷 正 則  
生涯学習課長 南 和 昇  
学校教育課長代理 大久保 欣 浩  
学校教育指導主事 浅 田 平 詔

■ 事務局 教育次長 竹 谷 秀 俊  
学校教育課長代理 大久保 欣 浩  
学校教育課課長補佐 城 野 成 子  
学校教育指導員兼社会教育指導員  
稲 垣 公 美

■ 傍聴者数 0人

### ■ 議事日程

日程1 議事録の承認

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 会期の決定

日程4 諸般の報告

日程5 議案第2号 令和3年度相楽東部広域連合立学校の各主任の承認  
に係る専決処分の承認について

議案第3号 令和3年度相楽東部広域連合立学校給食センター運  
営委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について

議案第4号 相楽東部広域連合立学校運営協議会委員の任命に係  
る専決処分の承認について

- 議案第 5 号 相楽東部広域連合いじめ防止等対策委員会委員の委  
嘱に係る専決処分の承認について
- 日程 6 議案第 6 号 相楽東部広域連合社会教育委員の委嘱に係る専決処  
分の承認について
- 議案第 7 号 相楽東部広域連合スポーツ推進委員の委嘱に係る専  
決処分の承認について
- 議案第 8 号 相楽東部広域連合文化財保護委員会委員の委嘱に係  
る専決処分の承認について
- 日程 7 その他

## ■ 議 事

西本教育長

ただ今から、令和3年度第2回定例教育委員会を開会します。

上村委員から欠席の届が出ています。

日程第1、「議事録の承認」を議題とします。

第1回定例教育委員会の議事録は、事前に配布しております。議事録について、ご意見、ご質問をお受けしたいと思っております。質問等のある方は挙手願います。

(各委員よりないとの声あり)

西本教育長

特に、ご意見、ご質問がありませんので、これを承認することとします。

日程第2、「議事録署名委員の指名」を行います。本日の議事録署名委員は、村田委員に願います。

日程第3、「会期の決定」を議題とします。お諮りします。本定例教育委員会の会期は、本日、1日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(各委員より異議なしとの声あり)

西本教育長

異議なしということですので、本定例教育委員会の会期は、本日、1日間に決定します。

日程第4、「諸般の報告」を行います。

1番は私から報告します。令和3年度第1回山城教科用図書採択地区協議会についてです。4月22日に行われました。今回の採択地区協議会は、教科書の選定の会議ではありませんので、教育長のみのお出席で行われました。まず、令和2年度の山城教科用図書採択地区協議会の決算報告がありました。それから前年度で採択が終わりしましたから、本年度からメンバーが変わります。本年度の役員の承認ということで、会長が相楽に回ってきています。本連合は終わりましたので精華町が会長と事務局を担当します。副会長が宇治田原町と久御山町です。前にも言いましたように、令和3年度と令和4年度は教科書の採択がないということでしたが、ちょっと状況が変わりました。と言いますのは、令和2年度、自由社の歴史教科書は検定に通らずに検定審査不合格となっておりましたが、教科書に修正を加えて文部科学省に再申請をしたところ、その検定を通りました。検定が通ったということは、教科書として採択をすることになります。よって、令和3年度は、中学校の社会科の歴史分野だけ教科書採択を行うということになります。これは山城地区だけではありません。他のところもそうですので、ご理解願います。前回、採択した教科書は帝国書院でした。去年、帝国書院が採択されましたので、今回は、帝国書院の教科書と自由社の教科書を比べることになります。そうしないと一からやり直していたら去年までの

意味がありませんので、ご理解願います。つきましては、今年、中学校の社会科の歴史分野の教科書採択が行われるということで、机上に採択地区協議会の委員の選任についてということで、採択地区協議会のルールにより、教育長と教育委員1名ということになっています。連合から教育長ともう1名、委員を選任する必要があるということです。お諮りします。昨年度に引き続き、石橋委員にお願いしたいと思っております。よろしいですか。

(各委員からよろしいとの声あり)

西本教育長

山城の採択地区協議会は7月中に行われると思いますが、教科書が1つですから1時間ほどで終わると思っております。石橋委員、よろしく申し上げます。続いて、2番と3番は、教育次長から報告してください。

竹谷教育次長

2番、和東町人権教育推進協議会幹事の推薦ということで、教育委員会からの推薦枠になります。現在、地元、村田委員に就任いただいておりますが、引き続き、村田委員に2年間の任期ですが、よろしく申し上げます。

3番、令和3年度京都府市町村教育委員会連合会定期総会・研修会の書面開催についてです。予定では、5月28日に府総合教育センターで開催ということで、出欠確認をしておりましたが、書面開催に変更となりました。書類が届きましたら配布しますのでよろしく申し上げます。以上です。

西本教育長

2番と3番、よろしいでしょうか。それでは、4番と5番は、学校教育課長から報告してください。

竹谷学校教育課長

4番、令和3年度相楽東部広域連合立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてです。名簿を付けています。学校保健安全法第23条において、学校には学校医等を置くものとする定められており、添付の名簿の方々を委嘱しています。敬称は略します。笠置小学校、学校医、伊左治友子、学校歯科医、小西文昭、学校薬剤師、吉岡美裕。和東小学校、学校医、南昭治、学校歯科医、持木純子、学校薬剤師、久保順一。南山城小学校、学校医、竹澤健、学校歯科医、内藤邦夫、学校薬剤師、吉岡美裕。和東中学校、学校医、柳澤衛、学校歯科医、柿木正行、学校薬剤師、久保順一。笠置中学校、学校医、伊左治友子、学校歯科医、内藤邦夫、学校薬剤師、吉岡美裕。各校、地元や近隣市町の医師、歯科医、薬剤師の方々にお願いしています。なお、和東小学校の学校医の南昭治先生以外の方々は、昨年度に引き続き就任いただいております。委嘱期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとなっています。

5番、連合管内小中学校の修学旅行等についてです。中学校の修学旅行については、昨年度から日程・行先等を検討してきましたが、このたびの新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言により、2学期に延期することになりました。当初の計画では、和東中学校は5月9日から長崎方面へ、笠置中学校は5月13日から金沢方面に行く予定としていましたが、両校とも10月に延期することになりました。また、3小学校合同で実施する5年生の臨海学習については、5月23日から24日にかけての実施予定でしたが、こちらも10月に延期することになりました。なお、3小学校合同で実施します修学旅行については、現時点では計画どおりの実施予定となっています。以上です。

#### 西本教育長

校医さん、歯科医さん、薬剤師さんの委嘱の報告です。修学旅行等については、緊急事態宣言を受けて、これはやむを得ないところです。小学校の修学旅行は6月ですから、何とか行けそうに思います。次、6番は、課長代理から報告してください。

#### 大久保学校教育課長代理

6番、令和3年度「連合の教育」研究会の開催についてです。5月14日の金曜日、午後6時30分から開校式と第1回研究会を実施する予定です。この研究会の目的は、「連合の教育」の充実・発展を志す同人が、互いに切磋琢磨する学習会を通して自らの資質・能力の向上を図り、もって、将来の「連合の教育」を担う人材と成ることを目指すものです。今年度の変更部分は、朱書き部分です。昨年度までは、世話係が教頭会の代表がしていましたが、今年度より教育委員会の学校教育課課長代理、私の方で担当することになりました。年間計画等についても、教頭会と私の方で連携を図りながら立てていくという形に変わっています。今年度は10回の計画を立てています。今年度の会員については、名簿にあるように10名でスタートします。以上です。

#### 西本教育長

「連合の教育」研究会、7年目です。メンバーは10名です。段々、年齢が下がってきています。28歳、29歳の教諭の推薦があったのですが、学校管理というより授業づくりを先ず一生懸命してほしいということで、ちょっと様子を見なさいという話をしております。よろしいですか。次、7番は、担当指導主事から報告してください。

#### 浅田学校教育指導主事

7番、本年度の教育課程の編成について説明します。今年度の各校の教育課程ですが、様式に示していますように左に番号があります。1が学校の教育目標、2が配当時間、3が学校行事計画になっています。配当時間ですが、年間総時間数から教育課程を計画しない時間数、入学式や始業式後の時間、また、家庭訪問等のカット時間数、これを差し引いた時間が教育課程を計画できる時間になります。その教育課程を計画できる時間から各教科、道徳、外国語活動、総合、特活の時間を差し引いた時間がその他の活動時間になります。

す。その他の活動時間というのは、予備時数を含め各校の特色ある教育活動を展開するために活用しています。内容は、行事の練習の時間に充てたり、1、2年生の外国語活動の時間に充てたり、1年生を迎える会、また、6年生の体験入学等々、各校により様々な活用をしています。5校とも学習指導要領が示す標準指導時間数をクリアして計画しています。昨年度は、コロナで休校があった関係で5校とも各教科、道徳は標準時間数を確保することができました。本年度の特徴的なこととしては、3小学校に専科教員が3、4年生の理科を指導していますし、本年度からは、和東中学校から和東小学校へ専科指導として算数、社会の授業に入っています。小・小連携、また、合同学習、連合指定の研究発表会等は継続して実施してまいります。また、i-padの活用については、現在、活用計画を進めているところです。また、山城教育局学校力向上トライアル校として、今年度は3小学校とも取り組み、学力向上を目指します。本年度も、広域連合の特性、相楽東部の特性、各校の特性を活かした「ならでは」の教育の推進と地域とともにある学校を目指して魅力ある教育活動を展開します。さらに和東小学校、和東中学校に学校運営協議会が設置され、今年度から5校揃ってコミュニティ・スクールがスタートします。なお、学校行事の欄では、中学校の修学旅行、小学校の臨海学習を5月に計画していましたが、コロナの緊急事態宣言中でもあるため10月に変更になっています。以上です。

西本教育長

笠置小学校は、他の学校に比べてその他の時数が結構多いですね。

浅田学校教育指導主事

そうですね。

西本教育長

小回りが利くのでカットするのが少なくなるということです。今もありましたように去年は、その他の教育活動を使って何とかクリアできたというのが現状です。今年は、Withコロナの中で臨時休業や一斉休業はもう考えられませんので、時数そのものは去年のようなことはないと思います。各校、この教育課程で進んでいます。ただ、Withコロナの中で学校行事があっちへ行ったりこっちへ行ったりというのは結構あり得るというのはご理解ください。よろしいですか。7番の報告が終わりました。続いて、8番から11番までは、生涯学習課長から報告してください。

南生涯学習課長

8番、読書活動推進事業「ブックカフェ」の実施についてです。ブックカフェについては、毎年、恒例・人気事業として実施しています。お薦めの本など各自が持ち寄ったものを紹介し合い、その本にまつわる情報や感想をフリートークで楽しんでいただく形をとっています。開催日は、5月21日の金曜日、時間は、午後6時30分から午後8時30分までです。場所は、和東町の「てらす和豆香」です。和東町の他の施設は、5月末まで使

用中止ですが、「てらす和豆香」については、利用可能です。予防対策を講じた上で実施をいたします。先着10名です。

9番、暮らしのデザイン事業「第2回 隣まちツアー 笠置編」の実施についてです。こちらは、3町村を知ろうということで今年は笠置編を予定していましたが、しかし、開催日の5月25日は、現在、緊急事態宣言の関係で、実施内容の4番を見ていただきますと「笠置山・笠置寺」、それから「飛鳥路方面ハイキング」を予定していますが、5月31日まで笠置山が入山禁止、笠置寺も入館禁止とする京都府土木事務所の通達があり、メインの笠置山・笠置寺に行くことはできません。また、5月10日から受付を実施していますが、現在のところ自粛の関係もあり申込者が0名です。こちらは人気の事業ですので、6月以降に延期をしたいと考えています。

10番、大人もWakework体験事業「初夏の寄せ植え教室」の実施についてです。誰でも簡単にできる寄せ植えを楽しんでみませんかということで、こちらも毎年人気の恒例事業です。開催日は、令和3年6月10日の木曜日、第1回は、午前10時から11時まで、場所は和東町体験交流センターです。第2回は、午後2時から3時まで、場所は笠置町産業振興会館です。参加対象者は、3町村の在住・在勤の18歳以上、先着10名です。申込期限は、来週の月曜日（17日）です。

11番、令和2年度の笠置・和東・南山城の地域学校協働活動のまとめについてです。冊子3冊を事業報告書という形でお配りしています。地域学校協働本部については、令和2年度に和東町が発足し、3町村全てが揃いました。活動は、地域学校協働活動事業、京のまなび教室事業及び家庭教育支援事業、この3事業を基本としています。まず、笠置の事業報告を簡単に説明します。連合の発足以前から10数年以上続いている団体です。名称は、平成29年から地域協働活動本部という形で揃えていますので、それまでとは少し違うのですが、現在は、地域学校協働本部の実行委員会になっています。主な活動です。地域学校協働活動は、地域の歴史や文化に関するふるさと学習、人権学習、冬の創作活動やむらの暮らしや遊び等について、日々の学習活動、カヌー体験、工作教室や陶芸教室、餅つき、クリスマス教室等です。5ページは、学校支援活動の実績です。昨年はコロナの関係でスタートが夏以降になりましたが、緊急事態の中で実施を見合わせたものもありますが、このような形で実績が報告されています。10ページは、家庭教育支援事業です。「ほっとサロン」の実施状況です。6月4日から3月26日まで、年間計20回実施しています。15ページは、京のまなび教室推進事業「かさぎ・まなび塾」の実施状況です。

次に、和東地域学校協働活動のまとめを説明します。和東地域学校協働本部は、令和2年度に発足しました。こちらは、学校支援活動としてお茶学習やマウンテンバイク、学習支援教室「金曜学習」、それから夏休みの工作教室や新たなゲーム「ポッチャ」等の事業をしています。13ページは、令和2年度の学校支援のまとめ、8月から1月までの実績を載せています。14ページ以降は実績等の写真です。16ページは、令和3年度の年間計画です。4月に第1回の運営委員会を開き、年間計画の承認をいただいています。今年度は4月から3月までの間、このような事業計画で実施をしていこうと考えています。18ページは、京のまなび教室です。和東町の単独で行った事業もありますが、3町村合同で

も事業を実施しています。最後、南山城地域学校協働活動のまとめです。南山城村は、令和元年度に発足して2年を終了しています。南山城村についても、ふるさと学習を兼ねた豊かな体験活動ということで、様々な学校支援活動に取り組んでいます。田植え、稲刈り、茶工場の見学、椎茸栽培や絵本の読み語り、茶道教室やモノづくり体験等、登校時の見守りや通学路の花植え、京のまなび教室（YA！まなびクラブ）等を実施しています。5ページは、令和2年度の事業報告です。先ほど説明しましたように椎茸、田植え、稲刈り、ホテルの鑑賞会等様々な事業を実施しました。12ページは、京のまなび教室の推進事業です。16ページは、家庭教育支援事業の報告です。本年度、南山城村・和東町・笠置町の地域学校協働本部が揃い踏みとなったので、いよいよ地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体推進を始めたいと思っています。以上です。

#### 石橋委員

5月25日の隣まちツアーは実施しないということですか。

#### 南生涯学習課長

6月以降に延期して実施します。笠置山、笠置寺が入山禁止ということで、違う地域を回ろうかという計画もしたのですが、案内・説明をしていただく方がメインは笠置山と笠置寺ということで、6月以降に延期したいと考えています。

#### 西本教育長

諸般の報告を終わります。

日程第5、議案第2号から議案第5号までを一括して議題とします。議案を説明してください。

#### 竹谷教育次長

議案第2号、令和3年度相楽東部広域連合立学校の各主任の承認に係る専決処分の承認について。上記の議案を提出する。令和3年5月12日提出、相楽東部広域連合教育委員会教育長、西本吉生。提出の理由。相楽東部広域連合立学校の管理運営に関する規則第18条第2項の規定により、各主任を承認する必要が生じましたが、会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、相楽東部広域連合教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第3条第1項の規定によって専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

#### 竹谷学校教育課長

議案第2号について説明します。今年度の各学校における各主任の承認ですが、会議を招集する時間的余裕がないことから専決処分を行っており、その承認を求めるものです。この専決処分とは、教育委員会が承認または決定すべき事項について緊急に処理する必要があり、かつ、教育委員会を招集する時間的余裕がないと認められるときは、教育長がそ



の教育委員会の承認または決定を経ることなく処理することのできる処分のことです。なお、専決処分したときは、教育長は、次の教育委員会においてこれを報告するとともに、その承認を求めなければならないことになっています。この議案は、相楽東部広域連立立学校の管理運営に関する規則第18条の規定に基づき、学校長から主任任命承認申請があり、承認を行ったものです。小学校では、教務主任、保健主任、司書教諭を、中学校では、教務主任、保健主任、生徒指導主任、進路指導主任、司書教諭の任命を承認しています。学校ごとに各主任を読み上げます。なお、敬称は略させていただきます。笠置小学校、教務主任、神代則文、保健主任、神代則文、司書教諭、三桝彰子。和東小学校、教務主任、谷本源房、保健主任、谷本源房、司書教諭、新田祐子。南山城小学校、教務主任、炭本純、保健主任、炭本純、司書教諭、石田智美。和東中学校、教務主任、西山祐也、保健主任、小野齊恵、生徒指導主任、谷健太郎、進路指導主任、丸岡嘉容子、司書教諭、栗山智美。笠置中学校、教務主任、松田佳人、保健主任、松田佳人、生徒指導主任、奥田大和、進路指導主任、越智貴之、司書教諭、小林恵。以上です。よろしくお願ひします。

#### 竹谷教育次長

議案第3号、令和3年度相楽東部広域連立立学校給食センター運営委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について。上記の議案を提出する。令和3年5月12日提出、相楽東部広域連立立教育委員会教育長、西本吉生。提出の理由。相楽東部広域連立立学校給食センターに係る運営委員会規則第4条の規定に基づき、運営委員会委員を委嘱する必要が生じましたが、会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、相楽東部広域連立立教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第3条第1項の規定によって専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

#### 竹谷学校教育課長

議案第3号について説明します。給食センター運営委員会委員ですが、相楽東部広域連立立学校給食センターに係る運営委員会規則第4条に基づき、和東町学校給食センター及び南山城村学校給食センターにおいて名簿の方を委嘱しております。敬称は略させていただきます。はじめに和東町学校給食センターから申し上げます。和東小学校の校長、西村訓、和東中学校の校長、岡田善行、和東小学校の給食主任、多田莉子、和東中学校の給食主任、北あかり、和東小学校保護者、前田優子、同じく後藤なつき、和東中学校保護者、小森優美、同じく森脇紗代、教育委員会委員、村田年宏、以上9名の方を委嘱しています。続きまして、南山城村学校給食センターです。南山城小学校の校長、吉田隆司、笠置中学校の校長、井上弘規、南山城小学校の給食主任、浦西彩子、笠置中学校の給食主任、野寺由香、南山城小学校保護者、西田朋、同じく大久保利子、笠置中学校保護者、山田紀子、同じく上田俊治、教育委員会委員、植田宏和、南山城保育園長、岡田美紀子、以上10名の方を委嘱しています。委嘱期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までです。以上です。よろしくお願ひします。

## 竹谷教育次長

議案第4号、相楽東部広域連合立学校運営協議会委員の任命に係る専決処分の承認について。上記の議案を提出する。令和3年5月12日提出、相楽東部広域連合教育委員会教育長、西本吉生。提出の理由。相楽東部広域連合立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第8条の規定により、学校運営協議会委員を任命する必要が生じましたが、会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、相楽東部広域連合教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第3条第1項の規定によって専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

## 竹谷学校教育課長

議案第4号について説明いたします。連合管内の学校では、これまで保護者や地域住民の方々から意見を聴く「学校評議員制度」という仕組みにより開かれた学校づくりに向けて一定の役割を果たしてきたところです。しかし、この制度は、校長の求めに応じて個々に意見を述べてきたものであり、複数の構成員の合議によって、その意見を決定する「合議体」としての意見ではありませんでした。学校運営協議会制度は、教育委員会から任命された保護者や地域住民などが、校長の求めに応じて一定の権限と責任をもった「合議体」として、意見を述べるができるということが大きな違いです。また、校長が作成する学校運営の基本方針の承認を通じて、学校と地域が「対等な立場」で協議するという重要な役割があります。この学校運営協議会制度の導入により、地域住民等がこれまで以上に当事者意識を持って学校運営に参画してもらうことを通じて、学校と地域の連携・協働体制が組織的・継続的に確立され、「地域とともにある学校づくり」の実現に向けて効果的に進めることができます。相楽東部広域連合立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第8条では、協議会委員は教育委員会が任命すると規定されており、協議会の業務を早急に進めるため、4月1日付けで任命していますが、会議を招集する時間的余裕がないことから専決処分を行っております。委員の方ですが、保護者や地域住民、教職員等を任命しています。委員の皆さんには、学校運営に参画していただき、地域とともにある学校づくりについて協議いただくこととなります。それでは任命した委員の方々を申し上げます。和東小学校学校運営協議会委員としまして、和東地域学校協働本部運営委員会委員長の西村研介さん、いきいき子ども館長の吉村いつ子さん、前学校評議員の西島かよ子さん、同じく前学校評議員の西山喜章さん、和東小学校PTA会長の前田優子さん、和東小学校の西村訓校長、和東小学校の松浦崇教頭、和東小学校の谷本源房教務主任、以上の8名の方です。続きまして、和東中学校です。南山城保育園長の岡田美紀子さん、小学校非常勤講師の池尻智恵美さん、和東町役場職員の馬場正実さん、僧侶の岡橋聖舟さん、茶農家の松田隆之さん、和東中学校PTA会長の西村研介さん、和東中学校の岡田善行校長、以上の7名の方です。任命期間ですが、本規則では、委員の任期は2年と定められていますが、経過措置として、この規則の施行後、最初の委員の任期は、規則第9条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとなっています。続きまして、笠置小学校です。笠置小学校については、昨年度に7名の方々を任命しておりますが、任命期間中に3名の

異動がありましたので、後任の方を任命しています。このたび、新たに任命した方々を申し上げます。笠置小学校PTA会長で会社員の西口努さん、笠置小学校、松本美枝教頭、笠置小学校、神代則文教務主任、以上の方を新たに任命しています。新委員の任命期間は、前任の方の残任期間に合わせ、令和4年3月31日までとしています。続いて、南山城小学校です。南山城小学校につきましても、昨年度に8名の方を任命していますが、任命期間中に異動がありましたので、後任の方を任命しています。新たに任命した方は、元南山城小学校PTA会長の橋本康史さんです。ふりがなが「やすし」となっていますが「こうじ」の誤りです。訂正をお願いします。新委員の任命期間は、前任の方の残任期間に合わせて、令和4年3月31日までとしています。以上です。よろしくお願いいたします。

#### 竹谷教育次長

議案第5号、相楽東部広域連合いじめ防止等対策委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について。上記の議案を提出する。令和3年5月12日提出、相楽東部広域連合教育委員会教育長、西本吉生。提出の理由。相楽東部広域連合いじめ防止等対策委員会設置条例第3条の規定に基づき、同委員会委員を委嘱する必要が生じましたが、会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、相楽東部広域連合教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第3条第1項の規定によって専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

#### 竹谷学校教育課長

議案第5号について説明します。いじめ防止等対策委員会委員ですが、12名の方々を委嘱しています。内訳としまして、新規の方が7名、継続の方が5名です。お名前を申し上げます。教育に関する学識経験者として畿央大学大学院の島恒生教授。心理に関する有資格者として京都府臨床心理士会の石野朝子臨床心理士。福祉に関する有資格者として南山城村社会福祉協議会の末廣睦社会福祉士。警察関係からは木津警察署の末澤義行生活安全課長。弁護士からは京都弁護士会、谷澤貴弘法律事務所の谷澤貴弘弁護士。医師からは相楽医師会、長井小児科医院の長井隆夫医師。保護者からは笠置小学校の西村善晴氏、和東小学校の前田優子氏、南山城小学校の南山彩氏、和東中学校の大西研介氏、笠置中学校の坂本英人氏。また、教育委員会が必要と認める方として、元小学校長の松田秀氏。以上の方々に委嘱しております。また、連合いじめ調査委員会設置条例第2条の規定に基づくいじめ調査委員会委員には、5名の方々が委嘱されています。新規の方が2名（弁護士・福祉）、継続の方が3名（医師・心理・学識）です。お名前を申し上げます。弁護士として京都府弁護士会、弁護士法人白浜法律事務所の大杉光城弁護士。医師からは相楽医師会、ふるかわ医院の古川裕医師。心理の専門関係者として南山城村社会福祉協議会の末廣睦社会福祉士。学識経験者として京都教育大学及び関西外国語大学の小寺正一名誉教授。以上の方々です。委嘱期間は、いずれも令和3年4月1日から令和5年3月31日までとなっています。以上です。よろしくお願いいたします。

西本教育長

これより一括して質疑を行います。質問のある方は挙手願います。

(各委員から質問なしの声あり)

西本教育長

質問がないということですので、これより採決します。採決は一件ごとに行います。

議案第2号、令和3年度相楽東部広域連立学校の各主任の承認に係る専決処分の承認について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第2号は承認されました。

議案第3号、令和3年度相楽東部広域連立学校給食センター運営委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第3号は承認されました。

議案第4号、相楽東部広域連立学校運営協議会委員の任命に係る専決処分の承認について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第4号は承認されました。

議案第5号、相楽東部広域連合いじめ防止等対策委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第5号は承認されました。

続きまして、日程第6、議案第6号から第8号までを一括して議題とします。

議案を説明してください。

#### 竹谷教育次長

議案第6号、相楽東部広域連合社会教育委員の委嘱に係る専決処分の承認について。上記の議案を提出する。令和3年5月12日提出、相楽東部広域連合教育委員会教育長、西本吉生。提出の理由。相楽東部広域連合社会教育委員条例第3条の規定に基づき、社会教育委員を委嘱する必要が生じましたが、会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、相楽東部広域連合教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第3条第1項の規定によって専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

#### 南生涯学習課長

議案第6号について説明します。相楽東部社会教育委員名簿です。任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間です。令和3年3月31日をもって5名の委員が退任をされました。笠置町の寺坂委員、4年、和束町の中屋委員、17年、それから南山城村の西部委員、12年、西田委員、6年、学校長代表の竹花校長、2年の5名が退任されました。新しい委員については、4番、谷本一榮委員、笠置町、新任。6番、竹谷保廣委員、和束町、竹谷委員については、前回委員をされていたので11年の通算経歴年数です。11番、仲西千賀代委員、南山城村、新任。12番、大杉裕美子委員、南山城村、新任。13番、西村訓委員、学校長代表、和束小学校校長、新任です。その他の委員については継続をしていただき、引き続き13名でお願いしています。以上です。

#### 竹谷教育次長

議案第7号、相楽東部広域連合スポーツ推進委員の委嘱に係る専決処分の承認について。上記の議案を提出する。令和3年5月12日提出、相楽東部広域連合教育委員会教育長、西本吉生。提出の理由。スポーツ基本法第32条の規定に基づき、スポーツ推進委員を委嘱する必要が生じましたが、会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、相楽東部広域連合教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第3条第1項の規定によって専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

#### 南生涯学習課長

議案第7号について説明します。相楽東部スポーツ推進委員名簿です。任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間です。委員については、令和3年3月31日で退任された笠置町の高岡委員、中委員、和束町の大西委員、岡田委員、南山城村の仲窪委員の補充をしました。笠置町、4番、野依航平委員、新規。5番、坂口歩志委員、新規。笠置町については、5名の委員としています。和束町については、委員2名が退任されましたが、今回については補充なしで、この7名としています。南山城村の委員は6名です。委員の経歴年数については、1年目の新任委員から34年のベテラン委員を含め18名の体制です。以上です。

竹谷教育次長

議案第8号、相楽東部広域連合文化財保護委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について。上記の議案を提出する。令和3年5月12日提出、相楽東部広域連合教育委員会教育長、西本吉生。提出の理由。相楽東部広域連合文化財保護条例第10条の規定に基づき、文化財保護委員会委員を委嘱する必要が生じましたが、会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、相楽東部広域連合教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第3条第1項の規定によって専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

南生涯学習課長

議案第8号について説明します。相楽東部文化財保護委員名簿です。任期は、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで3年間です。こちらについては、笠置町の小谷委員、谷委員、福本委員、南山城村の川下委員、大久保委員が、令和3年3月31日をもって退任されたので、その補充の新規委員を含め継続の委員を名簿に記載しました。新規の委員を読み上げます。4番、藤田正晴委員、笠置町。5番、植田克巳委員、笠置町。6番、川南光記委員、笠置町。9番、藤木優理香委員、和束町。12番、中南勝委員、南山城村。13番、柳田裕文委員、南山城村。今まで男性委員ばかりでしたが、新たに9番の藤木優理香委員、女性委員を1名増員し、13名体制としました。以上です。

西本教育長

これより一括して質疑を行います。質問等のある方は挙手願います。

(各委員から質問なしの声あり)

西本教育長

質問がないようですので、これより採決をします。採決は一件ごとに行います。

議案第6号、相楽東部広域連合社会教育委員の委嘱に係る専決処分の承認について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第6号は承認されました。

議案第7号、相楽東部広域連合スポーツ推進委員の委嘱に係る専決処分の承認について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第7号は承認されました。

議案第8号、相楽東部広域連合文化財保護委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第8号は承認されました。

日程第7、その他です。1の諸報告事項の①から⑪までは事前に配布しています。特に何かありませんでしたか。よろしいですか。

石橋委員

この「和東の生き物ハンドブック」をいただいたのですが、非常に良くできていまして、生物関係の知り合いに見せると是非欲しいということで、いただければ和東町外の人にも見せてあげたいなと思っています。非常に評判がいいです。

南生涯学習課長

在庫を確認させていただきます。ホームページにも掲載しております。

石橋委員

こういうハンドブックでは、絶滅危惧種とか、レッドデータに載せる植物や動物を載せるのですが、このハンドブックは和東町にしかない、和東町だけに残っているという種類が何種類かあります。だから非常に貴重なハンドブック、いわば図鑑です。貴重な図鑑ということで、高い評価を受けています。

西本教育長

それは町史編さん室が喜びます。和東町内の各家庭に配布しています。活用ということこれから考えていく必要があると思います。生涯学習課の課題です。他どうですか。よろしいですか。次、2の次期定例教育委員会の開催日程について、事務局から説明してください。

竹谷教育次長

来月の開催日程案です。6月16日の水曜日、午後3時から、場所はこの会議室です。皆様のご都合はいかがですか。

(教育長、委員により「6月の定例教育委員会の日程」を協議する。)

西本教育長

次期の定例教育委員会は、6月16日の水曜日、午後3時からです。  
3のその他です。事務局から説明してください。

竹谷教育次長

その他です。令和3年度山城地方教育委員会連絡協議会理事会、定期総会及び教育長部会・委員部会合同研修会です。例年でしたら5月中旬から下旬、出席者が教育長と教育長職務代理人という会議ですが、今年度、書面開催ということに変更となりましたので報告させていただきます。以上です。

西本教育長

以上で、令和3年度第2回定例教育委員会を終了させていただきます。  
ご苦労さまでした。

〈午後4時18分閉会〉

— 了 —